

平成30年度 被扶養者の再認定について

再認定解説
パンフレット

被保険者の皆様へ

平成30年8月1日
経済産業関係法人健康保険組合

被保険者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
さて、当組合では医療費や高齢者医療制度への支援の適正化を目的に法令等に基づいて被扶養者の再認定を下記により実施します。お手数をお掛けいたしますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 再認定の対象者

平成30年8月1日現在の被扶養者を対象とします。ただし、平成30年4月1日以降に認定された被扶養者は除きます。

2. 確認調書への記入・署名等について

同封されている「被扶養者確認調書」（以下「確認調書」という）に印字されている被扶養者の氏名・生年月日等をご確認のうえ、「職業・学校・学年」、「年金受給者で」、「年間収入」、「同居別居の区別」の各欄を黒字で記入してください。被保険者の「住所」欄と被扶養者の「税法上の扶養家族」欄は記入不要です。

最後に、確認調書の下部にある誓約欄に被保険者名で署名のうえ、裏面3.により確認調書を提出してください。

※再認定の対象とならない被扶養者（上記1.参照）については、確認調書に記載されません。

※確認調書の印字内容に誤りがある場合は、当該箇所を二本線で抹消し正しい内容を赤で記入のうえ「被扶養者諸変更・訂正届」に被保険者証を添付して確認調書とともに提出してください。なお、コンピュータの都合で確認調書に印字している氏名漢字が被保険者証の表示と異なる場合がありますのでご了承ください。

※「被扶養者諸変更・訂正届」は当組合ホームページ（URLは裏面に記載）から印刷が可能です。

<記入例>

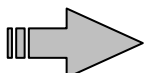
フリガナ		姓	名	性別	生年月日	年齢	世帯	職業	学校	学年	年間収入	同居別居	扶養家族
ケンボ	ハチコ	健保	花子	女	昭和43年10月1日	49	妻	パート			700		
ケンボ	イチロウ	健保	一郎	男	平成8年12月10日	21	長男	大学4年生			0		
ケンボ	ヨウコ	健保	陽子	女	平成15年7月7日	15	長女	中学3年生			0		

【誓約】 今回の被扶養者再認定の対象となる者の状況は上記に留意ありません。事実と異なる内容があった場合には、健康組合の指定する日をもって被扶養者から削除し、削除日以降に発生した医療費の健康組合負担額が増加します。また、今後追加される収入や扶養状況に何等かの場合は速やかに削除の手続きを行います。

上記誓約の署名(被保険者名): 健保 太郎

経済産業関係法人健康保険組合
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-5
☎03-3583-8260

裏面を必ずご確認ください



3. 確認調書の提出先および期限等

事業所担当課が指定した日（詳しくは事業所担当課にご確認ください。）までに担当課へ提出してください。なお、提出期限までに確認調書の提出がない場合は、やむを得ない事情であると当組合が認めた場合を除き、引き続き被扶養者となることができませんのでご注意ください。

4. 被扶養者から削除する場合

下記の【被扶養者の認定基準】を満たさない場合は被扶養者となることはできません。

この場合は、確認調書の該当被扶養者の欄を二本線で抹消のうえ、基準を満たさなくなった事実が発生した日を削除日として、「被扶養者異動（減）届」を作成のうえ該当者の被保険者証を添付して確認調書とともに事業所担当課へ提出してください。

※ 「被扶養者異動（減）届」は当組合ホームページ（URL は下に記載）から印刷が可能です。

【被扶養者の認定基準】

- ① 被保険者の直系尊属、配偶者（内縁を含む）、子（養子を含む）、孫、兄弟姉妹である者。
- ② 上記①以外で、次に該当する者で被保険者と同一世帯である者。
 - ㊶ 被保険者の三親等内の血族およびその配偶者。
 - ㊷ 被保険者の配偶者の三親等内の血族。
- ③ 被保険者と内縁関係にある配偶者の父母及び子で、被保険者と同一世帯である者。
- ④ 上記①～③のいずれかの者で、かつ年間収入（給与・パート等収入、事業収入、年金収入、不動産収入、配当、その他の報酬等、の全ての合計）等の下記要件を満たしており、被保険者により主たる生計が維持されていること。
 - ㊸ **被扶養者の年間収入が130万円未満**（60歳以上及び身体障害者は180万円未満）
 - 勤労収入・・・直近3か月の給与等収入（各種控除前の支給総額）の1ヶ月分の平均額を12倍して年間収入と見なします。
 - 年金収入・・・直近の振込通知書（国民年金、厚生年金、遺族年金、障害年金、年金基金、企業年金、個人年金、等）の1ヶ月分の年金額を12倍して年間収入と見なします。
 - 事業収入・・・ここでは一般事業・農業・不動産収入等のことをいい、総収入から事業に直接的に必要な経費を差し引いた額を年間収入と見なします。
直接的に必要な経費とは、事業用であることが明確な原材料費、人件費、地代家賃、水道光熱費、消耗品費、旅費交通費等のことを指します。
減価償却費や青色申告特別控除、租税公課、宣伝費、保険料、雑費等は直接的に必要な経費とは見なしません。（所得税における取り扱いとは異なります。）
 - ㊹ 同居の場合は被扶養者の年間収入が被保険者の年間収入の1/2未満であること。
 - ㊺ 別居の場合は被保険者からの送金額が被扶養者の収入より多いこと。（送金は毎月であり、銀行振込みまたは現金書留等の証拠が残る方法によること。なお、手渡しは認められません。）
 - ㊻ 夫婦共同扶養の場合は、原則として前年の年間収入を比較し多い方の被扶養者となります。ただし、現状の収入状況が前年と異なるような場合は現状から今後1年間の収入見込みで判断します。

当組合のホームページに、今回の被扶養者再認定に関するご案内（確認調書の記載例など）や、被扶養者異動届など各種届出様式も掲載していますのでご覧ください。

経済産業関係法人健康保険組合ホームページ ⇒ <http://www.tsuken.or.jp>

※ 今回の再認定の実施において提出いただいた個人情報は被扶養者の認定に係る業務以外には使用いたしません。